

全国労働衛生週間を迎えて

## 心身ともに健康で安心して働くことができる快適な職場づくりを



名古屋北労働基準監督署長 原田次夫

会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政に格別のご理解とご協力をいただいていることに厚く御礼申し上げます。

さて、本年も全国労働衛生週間が、

「心の健康維持・増進  
全員参加でメンタルヘルス」

をスローガンとして、

10月1日から10月7日まで全国一斉に実施されます。

「心の健康」がスローガンに現れたのは昭和60年が初めて以後繰り返し唱えられてきました。全国の自殺者数が平成10年以降3万人を超えていることは、毎年報道されてい

るところです。このうち被雇用者は27・9%、9、000人を超えていきます。(警察庁発表「平成21年における自殺の概要資料」)

労災による死亡者数が1、075人(21年)、交通事故による死亡者数が4、914人(21年)であることを考えると、これがいかに大変な数であるかご理解いただけることと思います。

また正確な統計は見当たりませんが、自殺に至らなくても精神疾患による休業者数は相当な数になるものと推測されます。

精神疾患による労災保険請求も増加しています。これらは、自殺や休業が、必ずしも労災保険法上労災として認定されるものではないとしても、本人、家族はもちろん、企業、社会にとって大変な損失となっています。

かけ、減少に転じさせることも、第11次労働災害防止計画の目標としています。従来労働衛生の中心課題であつた有害業務の管理も、もちろん継続していただきなくてはなりません。有害業務対策は該当する一部の企業、一部の作業が対象ですが、メンタルヘルスや、健康確保対策は、業種、規模を問わずすべての事業場において対応が必要な課題です。

また、有害業務による疾病の防止対策は設備、環境測定、検診など措置すべき対策は、比較的分かり易いものでしたが、メンタルヘルスや、健康確保対策は、社員一人一人の理解・協力を要し、手法としては、教育・研修が主となるざるを得ません。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、平成21年は55・5%に上っています。(21年当署管内)

この増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせることも、第11次労働災害防止計画の目標としています。従来労働衛生の中心課題であつた有害業務の管理も、もちろん継続していただきなくてはなりません。有害業務対策は該当する一部の企業、一部の作業が対象ですが、メンタルヘルスや、健康確保対策は、業種、規模を問わずすべての事業場において対応が必要な課題です。

また、有害業務による疾病の防止対策は設備、環境測定、検診など措置すべき対策は、比較的分かり易いものでしたが、メンタルヘルスや、健康確保対策は、社員一人一人の理解・協力を要し、手法としては、教育・研修が主となるざるを得ません。

特にメンタルヘルスに関する対応だけではなく、労働時間管理や人事・労務政策を含む問題でもあり、産業医や、衛生管理者などスタッフの発想・活動はもとより、経営のトップをはじめとする全社的な取り組みを要する課題であります。